

令和2年8月7日（金）
国土交通省 関東地方整備局
総務部

記者発表資料

情報公開事務における開示期限超過等事案の発生とお詫びについて

このたび、関東地方整備局になされた情報公開法又は個人情報保護法に基づく開示請求に対し、法令に定められた期限を超過して開示決定等を行った事案と、法令により定められた期限を超過して開示期限の延長手続を行った事案が、あわせて762件（うち51件は開示と延長手続のいずれの期限も超過）生じたことが判明しました。

このような不適正な業務処理が行われていたことについて、深く反省し、開示請求された皆さま、並びに国民の皆さまに対し、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けた取組について徹底してまいります。

なお、これらの事案については、7月9日までに全て開示決定等を行うとともに、7月14日までに全て開示の実施（請求文書の複写の交付等）を行いました。

※開示期限超過等事案の概要については別紙のとおりです。

※「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第10条及び「行政機関の保有する個人情報に関する法律」第19条においては、以下のとおり定められています。

- ①開示請求があった日から30日以内に全部又は一部の開示の決定若しくは不開示の決定を行わなければならないこと
- ②事務処理上の困難その他正当な理由があるときに延長後の期間・理由を書面により通知して30日以内に限り延長できること

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

（問い合わせ先）

関東地方整備局 総務部 電話 048(601)3151（内2212）
048(600)1324（総務課直通）

総括調整官 小林

(別紙)

1. 開示期限超過等事案の概要

①開示期限超過等事案の総件数:762件

情報公開法の開示期限(30日又は60日)を超過した事案: 756件

期限延長せずに法定期限(30日)を超過した事案: 462件

期限延長後の法定期限(60日)を超過した事案 : 294件

(うち延長通知を法定期限(30日)後に送付した事案: 51件)

情報公開法の延長通知を法定期限(30日)後に送付した事案:5件

※上記5件は延長後の期限(60日)内に開示を決定

個人情報保護法の延長通知を法定期限(30日)後に送付した事案:1件

②開示期限超過等事案756件の平均開示期限超過日数:21日

最大開示期限超過日数:33日(9件)

期限超過等事案の発生期間:令和2年4月10日～同年7月6日

(参考)

令和2年4月1日～7月9日の開示決定等件数:1,170件

(うち情報公開法の開示決定等 :1,169件)

(うち個人情報保護法の開示決定等 : 1件)

令和元年度の全開示決定等件数 :3,950件

(うち情報公開法の開示決定等 :3,947件)

(うち個人情報保護法の開示決定等 : 3件)

過去10年間の開示決定期限超過件数 : 1件

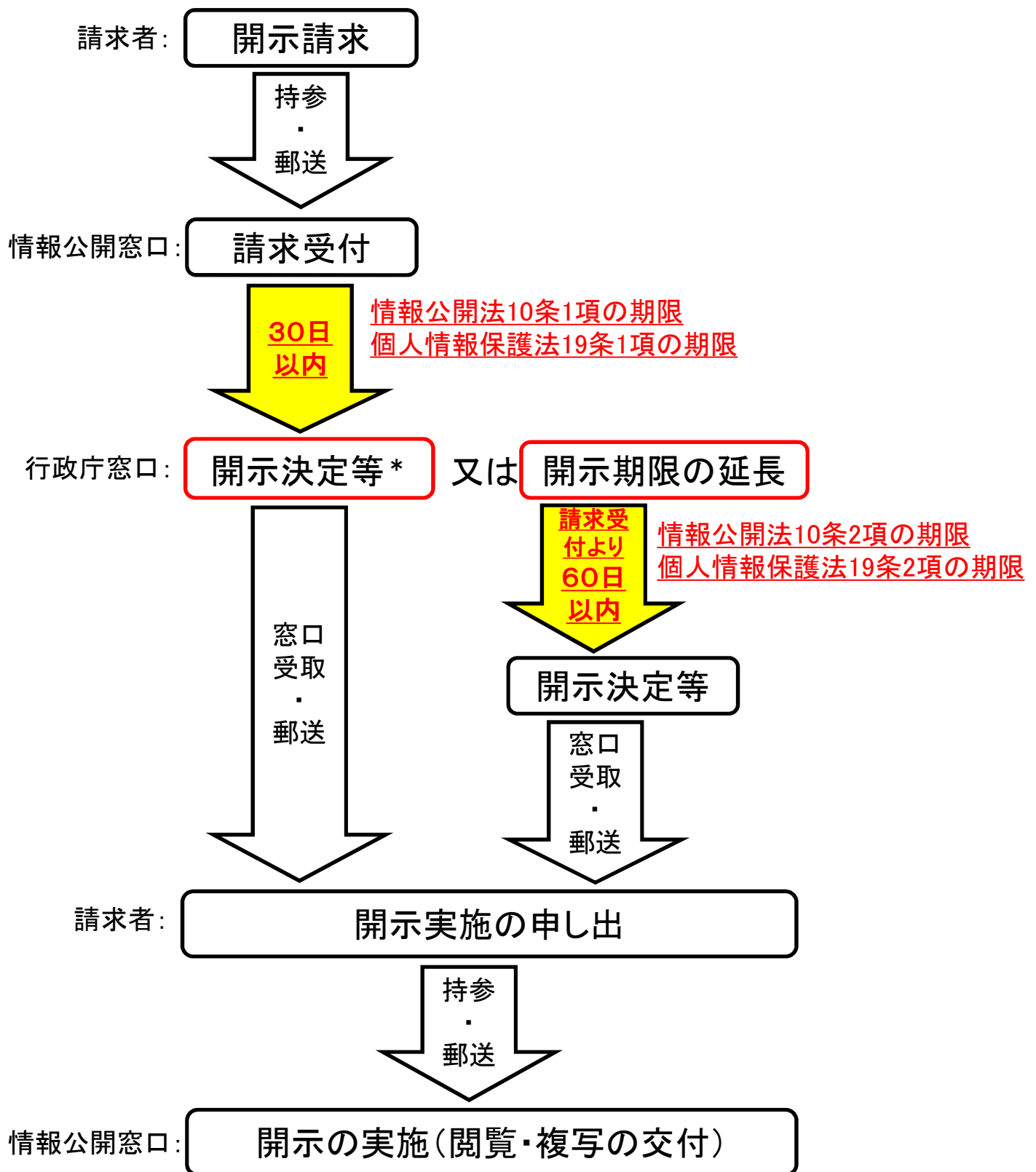
2. 開示期限超過等の発生原因

在宅勤務による出勤回避を行っている状況下であることから、業務執行にはより一層意を用いるべきところ、情報公開事務担当課における作業進行管理の不徹底、法定期限を遵守する意識の不足、担当課内における報告・連絡・相談の不徹底が重なり、約3ヶ月にわたり、法定開示期限を遵守できない事態を招いたものです。

3. 再発防止

- ① 事務処理の進行管理を徹底するため、情報公開事務の業務マネジメントを統括する職員を追加配置するとともに、関係職員間において処理進行状況の情報共有の徹底を図ってまいります。
- ② 情報公開法制度に関する研修を拡充するとともに、事務担当者向けの業務マニュアルを見直すことにより、職員に対し、遵守すべき法令等への理解を深めてまいります。
- ③ 担当課内におけるコミュニケーションを積極的に行うことにより、事務の遅滞やトラブルの発生を未然に防止してまいります。

(参考)情報公開法・個人情報保護法の開示事務の流れ



※今回の事案は、上記朱書きの期限を超過して開示決定等又は開示期限の延長通知を行ったもの。

* 開示決定等には、全部又は一部の開示決定若しくは不開示の決定を含みます。